

提案理由説明書

令和8年6月定例会

本日開会の市議会6月定例会に提出いたしました議案のご審議をお願いするにあたり、その提案理由の概要をご説明申し上げます。

議案は全部で12件あり、そのうち専決処分の承認を求めるものが5件、予算案1件、条例案4件、その他2件となっております。

以下、議案番号に従い順次、ご説明申し上げます。

最初に、**承認第2号**、専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、令和7年度御殿場市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法の規定に基づき、去る3月31日に専決処分により補正をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年度御殿場市一般会計予算の補正額は、4億6,664万3千円の減額で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ503億2,335万7千円としたものでございます。

補正の背景といたしましては、第8号補正後の状況変化により必要となりました予算の措置でございます。

歳出の主なものは、ふるさと納税推進事業及びふるさと応援基金元金積立金の減額でございます。

歳入の主なものは、ふるさと納税寄附金の減額でございます。

次に、**承認第3号**及び**承認第4号**、専決処分の承認を求めることについての2案につきましては、関連がありますので一括して申し上げます。

本2案は、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、去る3月31日に専決処分により、御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び御殿場市都市計画税条例の

一部を改正する条例をそれぞれ制定いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の主な改正点は、市民税については、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直し、軽自動車税については、環境性能割の廃止に伴う名称変更、固定資産税については、家屋・償却資産に係る免税点の引上げ等でございます。

御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例の改正点は、御殿場市税賦課徴収条例の一部改正における固定資産税の改正点と同様でございます。

次に、**承認第 5 号**、専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、去る 3 月 31 日に専決処分により、御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本条例の改正点は、国民健康保険税の軽減対象となる所得基準額が引き上げられ、軽減対象世帯が拡大されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、**承認第 6 号**、専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、令和 8 年度御殿場市一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法の規定に基づき、去る 4 月 1 日に専決処分により補正をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

令和 8 年度御殿場市一般会計予算の補正額は、7,700 万円

の増額で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ441億2,700万円としたものでございます。

補正の背景といたしましては、当初予算編成後の状況変化により緊急的に必要となりました予算の措置でございます。

歳出の主なものは、最高裁判決に伴う生活保護費追加給付に係る扶助費の増額でございます。

歳入の主なものは、国庫支出金及び基金繰入金の増額でございます。

なお、合わせて令和8年度地方税制改正により、軽自動車税の種別割が軽自動車税に名称変更されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第27号**、令和8年度御殿場市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正額は、3,400万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ441億6,100万円となります。

補正の背景といたしましては、第1号補正後の状況変化により必要となりました予算の措置でございます。

歳出の主なものは、地域農政推進事業の増額でございます。

歳入の主なものは、県支出金の増額でございます。

次に、**議案第28号**、御殿場市新たな観光振興財源検討委員会設置条例制定について申し上げます。

本案は、市の持続的発展を見据えた、更なる観光振興の継続的展開の必要性を踏まえ、新たな安定的観光振興財源について検討する委員会を設置するため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、**議案第29号**、御殿場小山広域都市計画富士見原地区

計画の区域内における建築物等の制限に関する条例制定について申し上げます。

本案は、都市計画富士見原地区計画決定に伴い、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき建築物等に関する制限を定め、適切な都市計画と健全な都市環境を確保するため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、**議案第30号**、御殿場市富士見原住宅団地汚水処理施設分担金徴収条例制定について申し上げます。

本案は、都市計画富士見原地区計画決定に伴い、新たに立地する建物からの汚水を富士見原住宅団地汚水処理施設へ接続するに当たり、施設利用について相応の負担を求めるため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、**議案第31号**、御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額について所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第32号**、字の区域の変更について申し上げます。

本案は、都市計画富士見原地区計画決定に伴い、富士見原住宅団地隣接の一団の土地を開発するに当たり、御殿場市大坂の一部を御殿場市富士見原三丁目に編入するものでございます。

次に、**議案第33号**、市道路線の認定について申し上げます。

今回の認定は1路線で、都市計画法第32条協議に基づく認定でございます。

以上で、本日提案いたしました議案の提案理由の説明を終わり

といたします。

慎重なご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

